

(案)

# 桜川市過疎地域持続的発展計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 12 月  
茨城県桜川市

## 【目次】

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>1 基本的な事項</b> .....              | <b>1</b>  |
| (1) 桜川市の概況.....                    | 1         |
| (2) 人口及び産業の推移と動向.....              | 2         |
| (3) 桜川市の行財政の状況.....                | 3         |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針.....             | 5         |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標.....          | 5         |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....          | 5         |
| (7) 計画期間.....                      | 5         |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合.....           | 6         |
| <b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> ..... | <b>7</b>  |
| (1) 現況と問題点.....                    | 7         |
| (2) その対策.....                      | 7         |
| (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....    | 7         |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....          | 7         |
| <b>3 産業の振興</b> .....               | <b>8</b>  |
| (1) 現況と問題点.....                    | 8         |
| (2) その対策.....                      | 9         |
| (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....    | 10        |
| (4) 産業振興促進事項.....                  | 10        |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....         | 10        |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....   | 10        |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....          | 10        |
| <b>4 地域における情報化</b> .....           | <b>11</b> |
| (1) 現況と問題点.....                    | 11        |
| (2) その対策.....                      | 11        |
| (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....    | 11        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....          | 11        |
| <b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....     | <b>12</b> |
| (1) 現況と問題点.....                    | 12        |
| (2) その対策.....                      | 12        |
| (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....    | 13        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....          | 13        |
| <b>6 生活環境の整備</b> .....             | <b>14</b> |
| (1) 現況と問題点.....                    | 14        |
| (2) その対策.....                      | 15        |
| (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....    | 16        |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....          | 16        |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 7   | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....           | 17 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 17 |
| (2) | その対策.....                                  | 17 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 18 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 18 |
| 8   | 医療の確保.....                                 | 19 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 19 |
| (2) | その対策.....                                  | 19 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 19 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 19 |
| 9   | 教育の振興.....                                 | 20 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 20 |
| (2) | その対策.....                                  | 20 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 20 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 20 |
| 10  | 集落の整備.....                                 | 21 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 21 |
| (2) | その対策.....                                  | 21 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 21 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 21 |
| 11  | 地域文化の振興等.....                              | 22 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 22 |
| (2) | その対策.....                                  | 22 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 22 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 22 |
| 12  | 再生可能エネルギーの利用の推進.....                       | 23 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 23 |
| (2) | その対策.....                                  | 23 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 23 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 23 |
| 13  | その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....                   | 24 |
| (1) | 現況と問題点.....                                | 24 |
| (2) | その対策.....                                  | 24 |
| (3) | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）.....                | 24 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合.....                      | 24 |
|     | 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分..... | 25 |

## I 基本的な事項

### (I) 桜川市の概況

#### ア 桜川市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

桜川市は首都圏から約 70km 圏内、茨城県の中西部に位置し、総面積は 180.06km<sup>2</sup> となっている。北は栃木県（真岡市・益子町・茂木町）、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接している。北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成しており、その環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されている。

日本有数の石材の産地として知られ、その良質な「みかけ石」を利用した石材業や平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を生かした地場産業が息づいている。

豊かな歴史に彩られたまちとしても知られ、茨城県初となる国の重要伝統的建造物群保存地区の「真壁の町並み」をはじめ、関東屈指の安産子育ての靈場として広く知られる「雨引山樂法寺」や国の重要文化財の指定を受けた三重の塔がある「富谷山小山寺」、樹齢 500 年にもおよぶスダジイ樹叢に覆われた「椎尾山薬王院」など、数々の歴史的遺産や名所旧跡が現存している。

毎年 2 月 4 日～3 月 3 日には、真壁の町並みを主な会場として「真壁のひなまつり」が開催され、茨城県の早春を代表するイベントとして賑いを見せる。

桜の季節には、古くから「西の吉野、東の桜川」と称された国指定天然記念物「桜川のサクラ」をはじめ、「高峯のヤマザクラ」、雨引山周辺の 3 千本の桜、つくし湖の水面に映る桜並木など、市内各地で様々な種類の桜を堪能することができる。特に、市内の山々に多数自生している山桜は、萌黄色の新緑と併せてパッチワーク模様のような眺望を見せる。

現在、桜川市第 2 次総合計画で『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を将来像に定めている。「ヤマザクラのまち」という地域の独自性を確立するため、その豊かな地域資源である山桜を活用し、市民が山桜について理解を深め、まちの宝として誇りに思えるように、地域全体の山桜景観の保全や山桜文化の醸成などに取り組んでいる。そして、一つとして同じものがない山桜が集まって織り成す景色のように、まちの人たち一人ひとりの個性を發揮しつつ力を合わせることで、みんなが笑顔で幸せを感じられるまちを目指している。

#### イ 桜川市における過疎の状況

平成 7 年（1995 年）に 51,972 人だった人口は、令和 2 年（2020 年）には 39,122 人となっている。この 25 年間の人口減少率が 24.7% となり、過疎地域の要件を満たすこととなったことから、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域として公示された。

桜川市の人口減少は、出生率の低下という人口の「自然減」と、市外への転出超過による人口の「社会減」の両者が相まって生じている。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（以下「社人研推計」という。）によると、令和 27 年（2045 年）には 23,290 人まで減少すると推計されており、今後も人口減少が進行することが見込まれている。

#### ウ 桜川市の社会経済的方向の概要

産業については、米を主要作物とするほか、小玉スイカ等の畠作など、近郊型の農業が行われている。また、地場産業である石材業が盛んである。しかし、人口減少や少子高齢化が進行することにより、地域経済の縮小や地域社会を担う人材の不足が懸念されている。

桜川市の特色・強みを活かした産業の振興を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造の構築が求められている。また、東京圏に近接するという立地特性を活かし、歴史ある町並みや伝統文化、自然環境等を活用して、交流人口・関係人口・定住人口の拡大を図ることが重要である。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

桜川市の人口は、平成7年（1995年）以降、減少傾向にあり、社人研推計によると、令和27年（2045年）には23,290人、令和32年（2050年）には20,487人になると推計されている。

年少人口（0～14歳）は長期的に減少が続き、平成7年には老人人口（65歳以上）を下回った。今後も減少傾向が続くことが予想される。

生産年齢人口（15～64歳）は平成2年（1990年）から減少が始まり、令和27年（2045年）には老人人口を下回る見込みである。

老人人口は生産年齢人口が順次老年期に入ることから、現在増加を続けているが、令和7年（2025年）には減少に転じる見込みである。

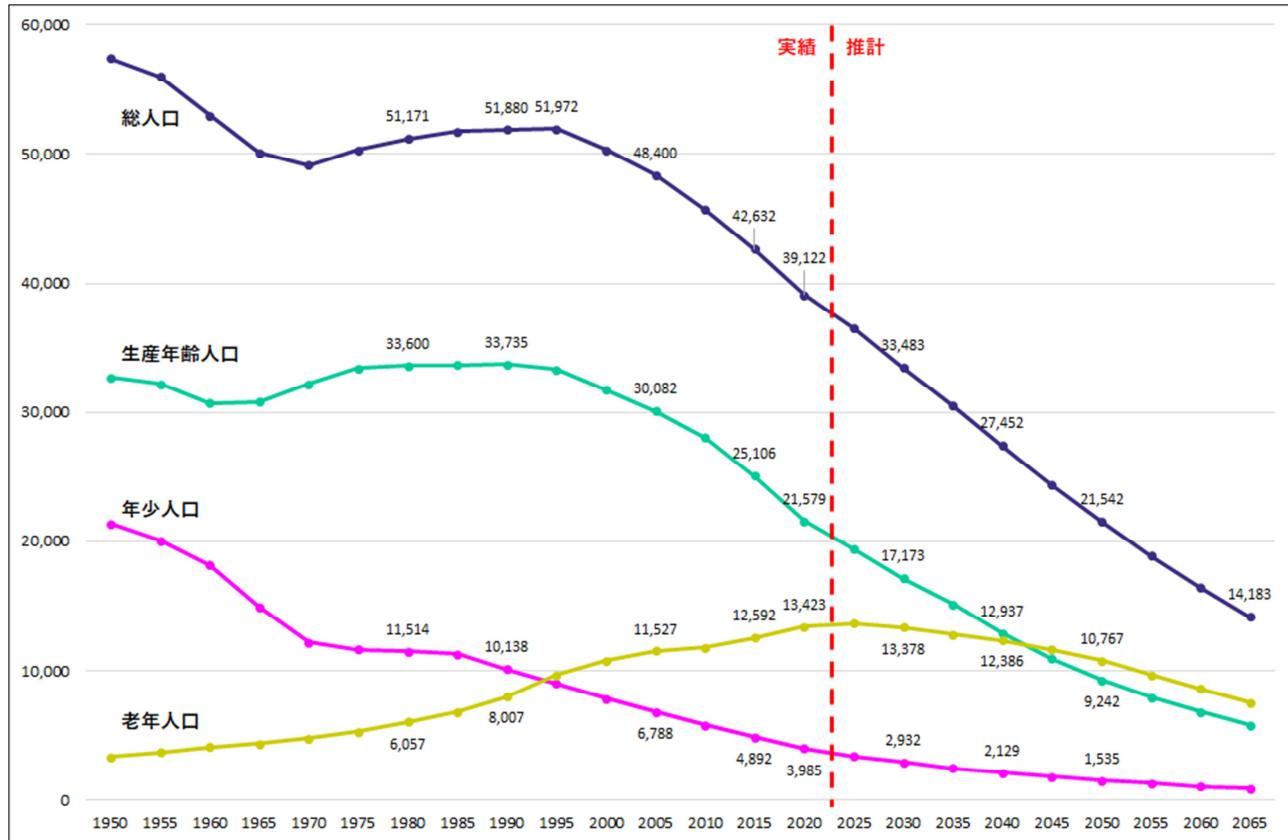
高齢化比率（総人口に占める老人人口の割合）は、令和2年時点で34.3%となっている。今後も高齢化比率は上昇を続け、令和12年（2030年）には40%、令和32年（2050年）には50%まで高まると予想される。

桜川市の産業（3部門）別15歳以上就業者数は、平成17年（2005年）の第1次産業は2,172人（15歳以上就業者数の9.2%）、第2次産業は9,564人（同40.6%）、第3次産業は11,802人（同50.1%）であった。令和2年の第1次産業は1,341人（同7.2%）、第2次産業は6,487人（同34.7%）、第3次産業は10,864人（同58.1%）となっており、15年間で3部門ともそれぞれ減少している。また、就業者に占める割合は、第1次産業及び第2次産業の割合が低下する一方で、第3次産業の割合は拡大しており、今後もこの傾向が続くことが想定される。

表I-1(1) 人口の推移（国勢調査）

| 区分              | 昭和55年   |         | 平成2年   |         | 平成17年  |         | 平成27年  |         | 令和2年   |    |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|----|
|                 | 実数      | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数      | 増減率    | 実数 |
| 総数              | 51,171人 | 51,880人 | 1.4%   | 48,400人 | -6.7%  | 42,632人 | -11.9% | 39,122人 | -8.2%  |    |
| 0歳～14歳          | 11,514人 | 10,138人 | -12.0% | 6,788人  | -33.0% | 4,892人  | -27.9% | 3,985人  | -18.5% |    |
| 15歳～64歳         | 33,600人 | 33,735人 | 0.4%   | 30,082人 | -10.8% | 25,106人 | -16.5% | 21,579人 | -14.0% |    |
| うち15歳～29歳(a)    | 10,891人 | 9,517人  | -12.6% | 7,707人  | -19.0% | 5,430人  | -29.5% | 4,538人  | -16.4% |    |
| 65歳以上(b)        | 6,057人  | 8,007人  | 32.2%  | 11,527人 | 44.0%  | 12,592人 | 9.2%   | 13,423人 | 6.6%   |    |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 21.3%   | 18.3%   | —      | 15.9%   | —      | 12.7%   | —      | 11.6%   | —      |    |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 11.8%   | 15.4%   | —      | 23.8%   | —      | 29.5%   | —      | 34.3%   | —      |    |

表 I-1 (2) 人口の見通し



### (3) 桜川市の行財政の状況

平成 17 年（2005 年）10 月の市町村合併による市制施行後、厳しい財政及び地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政運営、行政サービスの質の維持向上等を目指し、行財政改革に取り組んでいる。その結果、実質公債費比率や将来負担比率など、各種指標において改善が見られた。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、消費・税収の減少や社会保障費の増大が懸念されることから、そうした社会情勢の変化に対応した歳入の確保及び歳出の見直しを行っていくことが求められている。

また、本市の公共施設では、築後 30 年以上経過した建物が全体の約 75% を占めている。整備された公共施設の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要となり、また大規模修繕なども必要となる。今後、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討していく必要がある。

表 I-2 (1) 桜川市の財政の状況

| 区分                  | 単位 | 平成 22 年度   | 平成 27 年度   | 令和 2 年度    |
|---------------------|----|------------|------------|------------|
| 歳入総額 (A)            | 千円 | 18,112,199 | 18,939,860 | 25,480,189 |
| 一般財源                | 千円 | 11,678,331 | 11,871,367 | 11,907,669 |
| 国庫支出金               | 千円 | 2,616,893  | 1,893,070  | 7,531,683  |
| 都道府県支出金             | 千円 | 912,209    | 1,128,454  | 1,572,457  |
| 地方債                 | 千円 | 1,677,126  | 1,095,393  | 1,791,535  |
| うち過疎対策事業債           | 千円 | —          | —          | —          |
| その他                 | 千円 | 1,227,640  | 2,951,576  | 2,676,845  |
| 歳出総額 (B)            | 千円 | 16,774,612 | 17,436,355 | 23,052,154 |
| 義務的経費               | 千円 | 7,292,052  | 6,990,826  | 7,442,881  |
| 投資的経費               | 千円 | 2,096,134  | 1,134,221  | 3,036,195  |
| うち普通建設事業            | 千円 | 2,071,639  | 1,105,667  | 2,782,259  |
| その他                 | 千円 | 7,386,426  | 9,311,308  | 12,573,078 |
| 過疎対策事業費             | 千円 | —          | —          | —          |
| 歳入歳出差引額 (C = A - B) | 千円 | 1,337,587  | 1,503,505  | 2,428,035  |
| 翌年度へ繰越すべき財源 (D)     | 千円 | 160,996    | 185,418    | 142,693    |
| 実質収支 (C - D)        | 千円 | 1,176,591  | 1,318,087  | 2,285,342  |
| 財政力指数               | —  | 0.51       | 0.49       | 0.49       |
| 公債費負担比率             | %  | 11.0       | 9.3        | 9.4        |
| 実質公債費比率             | %  | 14.0       | 8.7        | 7.6        |
| 起債制限比率              | %  | —          | —          | —          |
| 経常収支比率              | %  | 85.0       | 84.6       | 86.8       |
| 将来負担比率              | %  | 131.5      | 79.3       | 60.9       |
| 地方債現在高              | 千円 | 15,614,551 | 15,735,762 | 19,475,419 |

表 I-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分                | 単位 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 |
|-------------------|----|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 市道                |    |           |          |           |           |          |
| 改良率               | %  | —         | —        | —         | 20.5      | 35.0     |
| 舗装率               | %  | —         | —        | —         | 46.3      | 47.7     |
| 農道                |    |           |          |           |           |          |
| 延長                | m  | —         | —        | —         | —         | —        |
| 耕地 1ha 当たり農道延長    | m  | —         | —        | —         | —         | —        |
| 林道                |    |           |          |           |           |          |
| 延長                | m  | —         | —        | —         | 53,056    | 53,056   |
| 林野 1ha 当たり林道延長    | m  | —         | —        | —         | 8.80      | 8.38     |
| 水道普及率             | %  | —         | —        | —         | 90.7      | 93.6     |
| 水洗化率              | %  | —         | —        | —         | 86.6      | 92.2     |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 | 床  | —         | —        | —         | 13.05     | 8.96     |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

桜川市では、平成 29 年（2017 年）に桜川市第 2 次総合計画を策定し、まちづくりを進めてきた。その間、SDGs といった世界共通の目標への動きや、次代の経済発展と社会的な課題の解決を両立させるための科学技術的な取組である Society5.0 といった動きが本格化し、さらに新型コロナウイルス感染症のまん延や自然災害の多発など、社会情勢や自然環境が大きく変化してきた。桜川市においては、人口減少に歯止めがかからず、特に 20~30 代の人口減少が著しく、令和 2 年（2020 年）には 40,000 人を下回る状況となった。

桜川市の地域特性を踏まえ、桜川市第 2 次総合計画で定めた桜川市の目指すまちの将来像『ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川』を実現するため、次の 6 つの基本理念に基づき施策を展開し、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組む。

##### I. 共生 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり

市民が互いに協力し助け合って共生し、生涯にわたって、健やかな体と豊かな心で暮らすことができるまちづくりを目指す。

##### II. 学び 生きがいを育む学びのまちづくり

将来を担う人材を育成し、あらゆる世代の人々が、地域の歴史・文化を学び心身を育むまちづくりを目指す。

##### III. 安心 安全安心な暮らしのまちづくり

犯罪がなく災害に強い、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指す。

##### IV. 活力 活力ある産業のまちづくり

地域の資源を生かした農林・商工・観光産業が活力に溢れ、地域内における経済循環が活発なまちづくりを目指す。

##### V. 快適 快適な暮らしのまちづくり

豊かな自然環境に包まれ、快適で暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指す。

##### VI. 自治 みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指す。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

| 指標 | 基準値（令和 7 年） | 目標値（令和 12 年） |
|----|-------------|--------------|
| 人口 | 35,382 人    | 34,900 人     |

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、庁内全体での施策評価及び事務事業評価により、実施結果と効果の検証を行う。また、市民アンケートを毎年度実施し、定住に向けた住民意識の変化や分野別の施策についての満足度等を把握する。

#### (7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2032 年）3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

令和4年（2022年）3月に改訂した桜川市公共施設等総合管理計画において、市が保有する公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、次のとおり公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めている。

本計画に記載された公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画との整合を図るものとする。

### 『桜川市公共施設等総合管理計画 改訂版』（抜粋）

#### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

###### (1) 基本方針

###### ① まちづくりと連動した公共施設管理の推進

桜川市総合計画の目指すまちづくりの方針を踏まえ、各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりのための拠点化の創出を検討します。

今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域や施設の特性を考慮した公共施設の更新、維持管理及び利活用を推進します。

###### ② 施設保有量の最適化

全戸的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化または複合化を進め、利用状況が低くて且つ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。また、必要とされる施設については、計画的に更新します。

###### ③ 計画保全（予防保全）による長寿命化

インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道等をはじめとした今後も継続して使用する公共施設については、不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、長寿命化を推進します。

###### ④ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

###### ⑤ 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが持っているノウハウを活かした行政サービスを検討し、効率的な施設運営を図ります。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

- 桜川市の人口減少の主な要因は、出生数の減少による自然減と10代後半から30代前半の若年層の転出による社会減にある。
- 近年、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや、働く場所を問わないテレワークの普及など、地方への新しい人の流れにつながる動きも見られる。
- 定住促進のための施策及び移住の受け皿となる住宅に関する施策を拡充し、地域の魅力を高めた上で効果的な情報発信を行う必要がある。また、移住に関する相談ニーズに対応できるよう、移住関連情報の提供体制の強化を図る必要がある。
- 人口減少や少子高齢化の進行により、地域社会の担い手となる人材の不足が課題となっているため、地域おこし協力隊や関係人口の創出・拡大の取組等、地域外の人材との交流・連携を推進していくことが重要である。

### (2) その対策

- 市民が暮らしやすく、移住者にとって魅力的な暮らしを提供できる施策の創設・拡充を図るとともに、企業誘致による雇用の場の創出や起業しやすい環境の整備、起業者の支援などに取り組み、移住・定住を促進する。
- 移住・定住を後押しする支援措置の創設・拡充、受け皿となる住宅等に関する施策の拡充など、受入環境の整備等に取り組む。
- 桜川市への移住や二地域居住を促進するため、移住希望者と地域とが継続的なつながりを持つ機会を提供するとともに、一元的な情報発信や相談対応などの支援体制を構築する。
- 桜川市の自然、産業、特産物、歴史・伝統文化などの地域資源を活用し、地域間交流を促進する。また、お試し居住などに取り組み、地域との関わりの深化を図る。
- 地域社会を担う人材を確保するため、地域住民をはじめ、NPO、住民団体、企業、大学、地域外人材等の多様な主体の地域づくりへの参加を促進する。
- 地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に取り組み、地域外からの交流の入口を増やす。また、地域おこし協力隊を活用することで、地域外からの人材による地域の課題解決を図る。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名（施設名）          | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|-------------|------|----|
| I 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住         | お試し居住住宅整備事業 | 市    |    |
|                       |                   | 移住者向け住宅整備事業 | 市    |    |
|                       | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |             |      |    |
|                       | 移住・定住             | 定住促進助成事業    | 市    |    |
|                       |                   | 関係人口創出事業    | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

### 3 産業の振興

#### (I) 現況と問題点

##### ア 農林業

- 農業者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手が減少しており、耕作放棄地も増加傾向にあるため、農地の大区画化等による農地集積を推進し、担い手の育成・確保に取り組む必要がある。また、農業用施設の老朽化により、維持管理に係る負担が増加しており、計画的な施設の修繕及び改修が必要である。
- 有害鳥獣被害が深刻化しており、継続的な被害対策が必要である。
- 適切な管理が行われていない森林が増加し、森林の持つ公益的機能が果たせなくなってきたおり、森林保全の担い手の育成や、森林環境を維持するための環境整備・環境保全を図ることが必要である。

##### イ 商工業

- 景気の低迷、後継者不足などにより、市内の商工業者は減少傾向にあるため、地域雇用の確保や、新たな企業立地に対する環境整備が必要である。
- 地場産業の石材業は、安価な海外製品の輸入により、地元産材の需要が低下し、出荷額が減少しており、異業種との連携や、新たな石材製品の開発等による販路拡大が必要である。
- 市内の事業者の持続可能な経営のため、ビジネスマッチング等による新たな販路開拓・拡大、地域資源を生かした商品開発等を推進していく必要がある。
- 地域產品を集め、磨き、新たな販路を開拓する地域商社を令和3年（2021年）2月に設立した。4月から桜川市地域振興拠点施設実証店舗（加波山市場）の運営及び施設管理業務について委託している。
- 地域活性化のため、地域の振興に寄与するための拠点の整備について検討を進めている。

##### ウ 情報通信産業その他の産業

- 情報通信技術の発達やワークスタイルとライフスタイルの多様化、さらに新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたったことにより、テレワークやワーケーションなどの新しい働き方が広がりを見せており、Society5.0社会を見据えた情報サービス業等の育成が重要である。

##### エ 観光・レクリエーション

- 雨引山楽法寺、桜川のサクラ、真壁の町並み（真壁のひなまつり）に続く観光資源の大きな展開が見られないことから、観光入込客数は横ばい傾向にある。観光客の誘客や滞在型観光（体験ツアー・飲食・お土産品の開発等）への取組を強化し、域内消費の拡大を図る必要がある。
- キャンプ場などの体験施設等の既存施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や長寿命化にも取り組む必要がある。
- 観光客の誘客を進めるため、キャンプ場などの体験施設、筑波山地域ジオパーク、つくば霞ヶ浦りんりんロード等を活用し、魅力ある場所の整備・PRが必要である。
- 近年の日本への外国人観光客の増加に伴い、案内の多言語化などインバウンドの視点が必要になっている。

##### オ 企業誘致、起業の促進

- 若年層の転出超過の要因として、働く場が不足していることが挙げられる。
- 若者に魅力ある職場を確保するため、企業誘致による雇用の場の創出のほか、地域のニーズや地域資源の特徴を生かしたビジネス、ICTを活用した新たな産業活動等を推進することが重要である。

## (2) その対策

### ア 農林業

- 生産基盤の整備、地域資源を生かした高付加価値型の農業の展開や農産物の販路拡大、担い手の育成・確保や新規就農の促進等の施策を推進する。
- 林道については、林業の振興及び森林の適正管理のための道路として重要な機能を有しており、その整備促進に努める。
- 担い手の確保や耕作放棄地の増加抑制に、関係機関と連携し、新規就農者支援等に取り組む。
- 消費者の食の安全ニーズの高まりを受け、農薬や化学肥料の使用量を抑えることで、環境にやさしい、安心・安全な作物の生産を図る。
- 安全安心な桜川市の農産物を効果的にPRする。
- 関係機関や地域と連携し、有害鳥獣対策の強化を図る。
- 自然環境・農村景観等の地域資源を活用した観光農園や、農泊等の取組の推進、耕作放棄地の発生防止、鳥獣による農作物等への被害防止対策、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に努めるなど中山間地域対策を総合的に推進する。

### イ 商工業

- 事業者の新商品開発やブラッシュアップ、販路開拓・拡大、人材育成等の取組を推進する。
- 展示会などを通した石材製品のPR支援等により、地場産業である石材業の振興を支援する。
- 地域内の経済循環を高めるため、地域内での消費拡大を図る。
- 生産・加工・流通・販売といった分野を地域で一貫して行う複合的経営手法の積極的導入に努める。
- 地域商社の経営の安定のため、地域商社と連携した地域産品の開発や観光商品の開発等の取組を強化し、地域商社の自立を図る。
- 地域の振興に寄与するための拠点の整備について検討し、結果を基に整備を行う。

### ウ 情報通信産業その他の産業

- 空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペースなど、テレワークやワーケーションなど情報通信技術を利用した働き方を支える環境の整備等を推進する。

### エ 観光・レクリエーション

- ウェブサイトやSNSを通じ、インバウンドも意識した情報発信を行う。
- 自然・歴史・文化等の観光資源を生かした滞在型観光を推進するとともに、観光資源周辺の環境を整備する。
- 地域資源を活かした体験ツアーやお土産品の開発等を支援し、滞在型観光を推進する。
- 自転車を観光誘客ツールとして積極的に活用し、新たな観光需要の掘り起こしを行う。
- 観光振興を担う人材の育成や、イベントを主催する市民や団体の支援等を行う。
- 上曾トンネルの開通に伴い、周辺地域の魅力を高め、広く発信することにより、地域の活性化を図る。

### オ 企業誘致、起業の促進

- 茨城県などの関係機関等と連携し、企業誘致や立地企業の事業環境整備を推進する。
- 市税の課税免除や事業用設備等の割増償却等の優遇制度を効果的にPRし、企業立地及び雇用機会の拡充を促進する。
- 起業や、地域資源活用・農商工連携による新たな取組の創出、既存企業の新事業展開への取組を促進する。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）           | 事業内容            | 事業主体             | 備考 |
|-----------|--------------------|-----------------|------------------|----|
| 2 産業の振興   | (1) 基盤整備           |                 |                  |    |
|           | 農業                 | 農業生産基盤整備事業      | 市<br>県<br>土地改良区等 |    |
|           |                    | 農地耕作条件改善事業      | 市<br>県<br>土地改良区等 |    |
|           |                    | 農村地域防災・減災事業     | 市<br>県<br>土地改良区等 |    |
|           | 林業                 | 林道整備事業          | 市                |    |
|           | (7) 商業             |                 |                  |    |
|           | その他                | さくら川百貨事業        | 市                |    |
|           |                    | 地域商社支援事業        | 市                |    |
|           |                    | 地域振興拠点整備事業      | 市                |    |
|           | (9) 観光又はレクリエーション   | キャンプ場整備事業       | 市                |    |
|           |                    | 上野沼遊歩道整備事業      | 市                |    |
|           | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 |                 |                  |    |
|           | 商工業・6次産業化          | 商工業振興事業         | 市                |    |
|           | 観光                 | 上曾トンネル周辺地域活性化事業 | 市                |    |
|           |                    | 自転車活用推進事業       | 市                |    |
|           | 企業誘致               | 固定資産税の軽減措置等     | 市                |    |
|           |                    | 産業活性化促進企業奨励事業   | 市                |    |

### (4) 産業振興促進事項

#### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                | 備考 |
|----------|----------------------------|---------------------|----|
| 桜川市全域    | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～令和13年3月31日 |    |

#### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。なお、産業の振興を促進するために行う事業に当たっては、茨城県及び周辺市町村等との連携に努める。

### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

- スマートフォンやタブレット端末の普及等により、ICTが身近なものになっている。
- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが加速しており、今後、産業、観光、交通・物流・インフラ、医療、教育など、様々な分野においてデジタル化が進展することが想定されるところから、地域におけるデジタル化を推進する必要がある。

### (2) その対策

- 誰もが等しくデジタル社会の利便性を享受できるよう、デジタルディバイドの解消や行政手続の電子化等に努める。
- 公共の場でのWi-Fiの整備等を促進することにより、市民や来訪者の利便性向上を図る。
- 様々な分野においてデジタル技術を活用することにより、地域の個性を活かしながら地域課題の解決や地域の魅力向上を図る。
- デジタル人材の育成・確保に取り組む。
- デジタル技術に慣れていない人や、自らはこれらを利用しない人も含め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できる環境の整備を進める。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名（施設名）                              | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------------------------|------------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設<br>その他の情報化のための施設 | 大和駅北公園情報通信環境整備事業 | 市    |    |
|             | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>情報化              | デジタル化推進事業        | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 交通施設の整備

- 桜川市の道路網は、市を東西に横断する北関東自動車道、国道 50 号、主要地方道石岡筑西線、南北に縦断する主要地方道つくば益子線、一般県道東山田岩瀬線など、広域都市圏を結ぶ広域交通ネットワークと市内各地域間を結ぶ市道幹線道路ネットワークを中心とし、市民の日常生活に欠かせない生活基盤になっている。
- 市民からの道路整備に関する期待水準は高く、社会環境に応じた市民生活に資する道路網の整備を図る必要がある。
- 道路の安全確保のため、道路の損傷や危険箇所を把握し、迅速な補修等を行う必要がある。

#### イ 交通手段の確保

- 平成 20 年（2008 年）に市内の民間路線バスが全線廃止になった。
- 現在、桜川市・つくば市間広域連携バスとして、筑波山口から JR 岩瀬駅へとアクセスする桜川市バス「ヤマザクラ GO」が運行されている。また、令和 5 年（2023 年）9 月まで運行されていた桜川市内巡回ワゴン「ヤマザクラ GO ミニ」及び桜川市デマンド型乗合タクシーは、利用実態、市民移動ニーズ等を慎重に考慮した結果、それぞれ休止及び廃止となり、同年 10 月から、タクシー運賃助成事業がスタートした。
- 市の東西を JR 水戸線が横断しており、羽黒駅、岩瀬駅、大和駅の 3 駅がある。
- 高齢化の進行による運転免許を持たない高齢者の増加や、市内小中学校の統合に伴う児童・生徒に対する通学支援など、公共交通に対する需要・要望は高まっている。
- 近年の社会状況や生活スタイルの変化に対応した、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築・再編が求められている。

### (2) その対策

#### ア 交通施設の整備

- 市道や橋りょうについては、交通危険場所の解消や歩道の整備など安全確保にも配慮し、維持管理・修繕・改良・整備等を進める。
- 林道については、林業の生産や地域の生活のための道路として重要な機能を有しており、その整備促進に努める。
- 国道及び県道については、広域都市圏との移動がスムーズに行えるよう、国や県との連携強化を図り、整備を促進する。

#### イ 交通手段の確保

- 桜川市バス「ヤマザ克拉 GO」は、利用実態や移動ニーズ及び都市構造の変化等を考慮し、路線やダイヤを柔軟に対応し、利用促進策も展開しながら継続的な利用者の増加を目指す。また、運行休止中の「ヤマザ克拉 GO ミニ」についても、必要に応じて一部運行の再開を検討する。
- 交通拠点において、交通モード間の接続の機能強化や待合環境の整備、駅前駐車場の適切な維持管理等、利便性向上策を進める。
- 分かりやすい公共交通マップの作成や GTFS データを活用した情報提供手段の検討など、利用者の視点にたった情報提供に取り組む。
- JR 水戸線は、利用実態や市民移動ニーズ等を考慮し、ダイヤの改善等について JR への要望活動等を通じて利便性の向上に努めるとともに、JR や沿線市町等の関係機関と連携しながら、駅施設の活用や沿線の活性化に向けたイベント開催、サイクルトレインや貨客混載などの取組の実施などを推進し、鉄道の利用を促進する。また、鉄道と地域内公共交通の接続を強化する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名（施設名）          | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|-------------|------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1) 市町村道          |             |      |    |
|                       | 道路                | 市道維持修繕事業    | 市    |    |
|                       |                   | 市道改良事業      | 市    |    |
|                       |                   | 通学路整備事業     | 市    |    |
|                       | 橋りょう              | 橋りょう修繕事業    | 市    |    |
|                       |                   | 橋りょう定期点検事業  | 市    |    |
|                       | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 |             |      |    |
|                       | 公共交通              | 路線バス運行事業    | 市    |    |
|                       |                   | タクシー運賃助成事業  | 市    |    |
|                       | その他               | 駅前駐車場維持管理事業 | 市    |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 6 生活環境の整備

### (I) 現況と問題点

#### ア 水道施設

- 茨城県企業局からの受水及び地下水の自己浄水により、安全で安心な水道水の安定的な供給に努めている。
- 本格的な人口減少社会の到来により、給水人口は減少傾向にあり（32,922人〔令和6年度末〕）、節水機能付き機器の普及や利用者の節水意識の浸透なども相まって、水道使用量が減少し、給水収益が減少している。
- 昭和40年代後半から急速に整備された水道施設の老朽化が進み、更新需要が増大している一方で、大規模災害等に備えた耐震化の推進も喫緊の課題となっている。
- 全国的に低水準にある有収率（61.2%〔令和6年度〕）が水道事業経営に影響を及ぼしており、漏水箇所の早期発見による修繕対応や効果的・効率的な水管路の更新に着実に取り組む必要がある。
- 水道施設の更新にあたっては、将来の水需要を的確に見極めるとともに、施設の能力や規模の適正化を図る必要がある。

#### イ 汚水処理施設

- 生活環境の改善と河川などの公共用水域の保全を図るために、生活排水対策として公共下水道事業、農業集落排水事業等に取り組んでいる。
- 公共下水道や農業集落排水の地区外では、快適な生活を守り、住みよい地域を形成するため合併浄化槽の普及拡大を推進している。
- 公共下水道や農業集落排水等の施設の老朽化が進み、更新需要が増大している一方で、大規模災害等に備えた耐震化の推進も喫緊の課題となっている。
- 公共下水道は、接続率が64.3%〔令和6年度末〕と低い水準であることから、接続率の向上を図る必要がある。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業を将来にわたり安定的かつ効率的に運営していくため、経営基盤の強化を図る必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設

- ごみ処理については、結城市・筑西市・桜川市の3市で構成される筑西広域市町村圏事務組合（一部事務組合）による広域ごみ処理施設「筑西環境センター」で広域処理が行われている。
- し尿処理については、笠間市と桜川市の2市で構成される筑北環境衛生組合（一部事務組合）の「クリーンセンター」において共同処理をしている。
- 老朽化が進む廃棄物処理施設においては、大規模改修や更新の必要性から改修時に多額の費用を要することが見込まれる。

#### エ 公営住宅

- 市営住宅は15箇所で341戸あり、維持費を抑制しながら管理をしている状況である。
- 建設した市営住宅の中には、経年劣化による老朽化が進んでいるものもあり、適時適切な修繕を実施することが必要である。

#### オ 消防・防災

- 県や筑西広域市町村圏事務組合と連携し、必要な消防職員の配置と技術向上に努めるとともに、消防施設、消防関連施設の整備を進め、消防力の強化を図っている。
- 近年、異常気象による自然災害が各地で発生するなど、災害の形態に応じた迅速な対応が求められており、災害時の電力や通信環境基盤の確保、必要な資機材等の定期点検や計画的な更新など円滑に対応できる環境整備が求められる。
- 地域住民の防災・減災に対する意識の高揚を図り、自主防災組織の設置の推進、地域防災リーダーの育成強化を図る必要がある。
- 防災に対する備えとして、防災施設の整備、非常時の備蓄品の充実を図ることが必要である。

- 水害・土砂災害に対して、河川改修事業、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等、管轄が各機関に分かれているため、事業も各々で行っているが、近年の異常気象に対応するため、広域圏での対策が必要である。

## (2) その対策

### ア 水道施設

- 浄水・配水施設や老朽管の整備・改修及び維持管理に努め、上水道の安定供給を図る。
- 緊急時の給水活動や復旧工事などへの対応体制を強化する。
- 将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給するため、水道事業の広域連携を推進し、水道事業の経営健全化を図る。

### イ 汚水処理施設

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業集落排水施設などの維持管理に努める。
- 公共下水道や農業集落排水等の施設について、施設の耐震化・老朽化対策を推進する。
- 下水道の普及活動と接続支援、生活排水処理に対する住民への啓発等を行い、公共用水域の水質保全活動を推進する。
- 公共下水道等の計画区域の見直しを行い、汚水処理施設のうち、最も適した整備手法を選択して整備を進める。
- 持続可能な汚水処理事業運営を目指すため、汚水処理施設の統廃合や維持管理業務等の共同化を推進する。

### ウ 廃棄物処理施設

- ごみの適正処理を進めるため、分別収集や資源ごみの有効活用を推進する。
- ごみの減量化やリサイクルに関する住民の意識啓発に取り組む。
- 廃棄物処理施設については、将来を見据えながら改修、更新及び統廃合などが計画的に行われるよう、一部事務組合や関係市との連携を図る。

### エ 公営住宅

- 市営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図る。
- 用途廃止した住宅については、計画的に移転推進・解体撤去を行う。

### オ 消防・防災

- 地域の防災意識を高め、災害時に適切な対応ができるようとする。
- 災害発生時に迅速かつ適確に活動が行える体制を目指す。
- 災害時における情報伝達網の整備、電力・通信の確保、通信手段の強化を図る。
- 防災施設や備蓄品、消防施設、関係施設を整備する。
- 河川改修等の治水対策や土砂災害対策関連事業を効率的に推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容                                       | 事業主体        | 備考 |
|-----------|-------------------|--|-------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設          |  |             |    |
|           | 上水道               | 水道施設整備事業<br>有収率向上対策事業                      | 市<br>市      |    |
|           | (2) 污水処理施設        |  |             |    |
|           | 公共下水道             | 公共下水道整備事業                                  | 市           |    |
|           | 農業集落排水施設          | 農業集落排水事業                                   | 市           |    |
|           | 浄化槽               | 浄化槽整備事業                                    | 市           |    |
|           | (3) 廃棄物処理施設       | 一部事務組合が実施する施設整備事業に対する経費の負担                 | 一部事務組合      |    |
|           | (5) 消防施設          | 防火貯水槽設置工事事業<br>消防ポンプ車購入事業<br>分団車庫・詰所建設事業   | 市<br>市<br>市 |    |
|           | (6) 公営住宅          | 住宅改修事業<br>施設管理事業                           | 市<br>市      |    |
|           | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 |  |             |    |
|           | 防災・防犯             | デジタル戸別受信機購入事業                              | 市           |    |
|           | (8) その他           | 普通河川修繕事業<br>防災備蓄倉庫建設事業<br>防災行政無線エースマスト更新事業 | 市<br>市<br>市 |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

- 出産・育児に伴う経済的負担の大きさや育児に対する不安など、保護者の心理的負担が増えている。
- 子育て支援センターの設置、学童クラブの整備等、子育て支援を実施している。
- 社会的環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者の支援体制の充実が求められている。
- 出産や育児に伴う経済的負担や心理的負担を軽減するための相談体制の充実や経済的支援が必要である。

#### イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、主観的健康観が高いほど、幸福感も高くなっていること、健康づくりは幸せづくりであると言える。今後、75歳以上の後期高齢者が増加していくことが見込まれ、ライフステージを通じた健康づくりを充実し、高齢になっても高い健康感・幸福感を維持していくことが求められる。
- 令和元年の健保法改正（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律）により介護保険法等に基づき、高齢者的心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めるものとされている。
- 住民自ら健康づくりに取り組めるよう、健康意識の啓発や環境整備が求められる。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保

- ライフスタイルが多様化する保護者のニーズに沿って、子育てと就労の両立を支援する等、子育ての支援体制の充実を図る。
- 子どもや家庭の状況に応じた相談支援体制の充実を図る。
- 子育て世帯を経済的に支援し、負担を軽減する。
- 子育てに配慮した施設や公園の整備・運営を図る。

#### イ 高齢者等の健康づくりと福祉の推進

- 健康寿命を延ばすため、高齢者が元気で活躍できる場を設ける。また、経験を生かして社会貢献ができる環境づくりに努める。
- 「桜川市きらり健康プラン」に基づき、各ライフサイクルに応じた健康教室や健康相談を継続的に実施し、主体的な健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸、要支援、要介護者の増加抑制を図る。
- 「データヘルス計画」や「桜川市特定健康診査等実施計画」等の関連計画と整合性を図り、令和6年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めている。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働により連携し、高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名（施設名）                 | 事業内容                           | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 認定こども園               | 認定こども園整備事業                     | 市    |    |
|                               | (7) 市町村保健センター及びこども家庭センター | 妊産婦・子育て世帯支援事業                  | 市    |    |
|                               |                          | プレコンセプションケア事業                  | 市    |    |
|                               |                          | 子育て情報発信事業（ICTを利用した子育てしやすい環境整備） | 市    |    |
|                               |                          | 子育て支援・健康づくり推進拠点整備事業            | 市    |    |
|                               | (8) 過疎地域持続的発展特別事業        |                                |      |    |
|                               | 児童福祉                     | 子育て3step応援金支給事業                | 市    |    |
|                               | 健康づくり                    | 地区組織活動支援事業                     | 市    |    |
|                               |                          | 予防・健康づくり推進事業                   | 市    |    |
|                               | その他                      | 幼児の発達支援事業                      | 市    |    |
|                               | (9) その他                  | 公園整備事業                         | 市    |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- 平成 30 年（2018 年）10 月に、病院の再編統合により開院した「さくらがわ地域医療センター」については、指定管理者制度を導入した公設民営方式により運営している。
- 病院運営については、指定管理者の医療資源や経営ノウハウを生かし、内科・小児科・整形外科・眼科・外科を中心に、初期救急受入れや訪問看護事業など、市民に身近な医療を提供している。
- 真壁医師会桜川支部所属の医療機関については、日曜祝日に診療を行う休日当番医療を実施している。
- 筑西広域病院群輪番病院において、日曜祝日と夜間は毎日の体制で休日夜間救急診療を実施している。
- 医師の少ない地域であるため、さくらがわ地域医療センターの運営の適正化や、地域医療機関等との連携による夜間や休日を含む医療提供体制の確保、市民への「かかりつけ医」の普及啓発活動の推進が求められている。

### (2) その対策

- 将来にわたる地域医療提供体制を確保するため、適切な病院運営に努める。
- 地域医療機関等との連携により、医療機関の役割分担と相互連携の推進や、夜間・休日の救急体制の継続的な確保など地域医療提供体制の確保を図る。
- かかりつけ医などを持つことの普及啓発活動を推進する。

### (3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容         | 事業主体       | 備考 |
|-----------|-------------------|--------------|------------|----|
| 7 医療の確保   | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 |              |            |    |
|           | 自治体病院             | 桜川市病院事業      | 市<br>指定管理者 |    |
|           | 民間病院              | 休日当番医療事業     | 市<br>医師会   |    |
|           |                   | 休日夜間救急診療事業   | 市<br>輪番病院  |    |
|           |                   | かかりつけ医普及啓発事業 | 市          |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

- 急激に出生数が減少していることから、地域の意見を取り入れながら、小中義務教育学校の適正配置について慎重かつ丁寧な検討が求められる。
- 一人ひとりに確実に学力が定着できるように、ICTの活用や、実態に応じた授業改善を推進する必要がある。
- 生涯学習活動においては、参加している市民が高齢化、固定化しており、年齢や経験に関係なく誰もが学び、興味や関心を深められるような趣味や教養、スキルアップなど多岐にわたる講座の創出が必要である。また、多くの市民が生涯学習の場として利用しやすい環境を整えるため、市内の社会教育施設が、生涯学習拠点施設・総合学習施設として協力し学習環境やサービスを充実させるなど、生涯学習推進体制の整備を図る必要がある。
- 市内体育施設の老朽化が顕著であり、施設の適時適切な修繕を実施することが必要である。

### (2) その対策

- 計画的に教育施設の改善・充実を図り、安全に安心して学校に通い学べる環境を整備する。
- 山桜や農業など郷土「桜川市」についての学習の充実や、ICTを活用した授業の充実及び国際教育の充実など社会の変化に対応した学習プログラムや教育環境の整備を図る。
- 市民が自発的に生涯学習に参加できるよう、学習の機会の提供に努め、生涯学習・文化施設の利便性の向上を図る。
- すべての子どもが安心して学ぶことができるよう、保護者に対する経済的負担の軽減等を図る。
- 老朽化した施設の修繕を行い、市民が安全で快適に利用できる環境を整備する。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）          | 事業内容           | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|----------------|------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設      |                |      |    |
|           | 校舎                | 学校施設整備事業       | 市    |    |
|           | 給食施設              | 学校給食センター環境整備事業 | 市    |    |
|           | (3) 集会施設、体育施設等    |                |      |    |
|           | 公民館               | 公民館整備事業        | 市    |    |
|           | 体育施設              | 体育施設整備事業       | 市    |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |                |      |    |
|           | 義務教育              | 通学バス運行事業       | 市    |    |
|           |                   | 教育費負担軽減事業      | 市    |    |
|           |                   | 学校給食費負担軽減事業    | 市    |    |
|           |                   | 外国語指導助手派遣事業    | 市    |    |
|           | その他               | 教育費負担軽減事業      | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- 桜川市は、市の中核となる拠点が存在しないことから、集落が点在し、日常生活圏が市外に拡散することで所得の流出に繋がっている。
- 近年、地域における人口減少や住宅等の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、空き家が年々増加している。
- 適切に管理が行われない空き家の増加は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせることから、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことなどが懸念されている。

### (2) その対策

- 自立的な都市圏を構築するため、桜川筑西 IC 周辺地区をはじめとする拠点的市街地の形成に努める。
- 空き家については、現状を調査・把握し、桜川市空家等対策計画に基づき適正管理を促す。
- 新たな空き家の発生を抑制するため、将来空き家となる状況下にある独居老人などに対する空き家化防止対策を行う。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名）       | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------|------------------|------|----|
| 9 集落の整備   | (1) 過疎地域集落再編整備 | 桜川市空家等対策計画に基づく事業 | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## II 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

- 国の指定文化財として指定されている名勝「桜川（サクラ）」、天然記念物「桜川のサクラ」をはじめ、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「真壁の町並み」など、県内第2位の件数となる国・県指定文化財、全国でも有数の登録有形文化財を有する。
- 伝統工芸では「梵鐘」、「土器生産」、伝統行事では「久原のひょっこ」、「さやどまわり」、「五所駒瀧神社の祭事」などがある。
- 近年の少子高齢化による人口減少から、地域の伝統行事の継承や、文化財の維持管理を行うことが困難となっている。

### (2) その対策

- 歴史的な建造物や工芸品などの有形文化財の保全と活用を図り、各地域の伝統文化の継承に努める。また、歴史講座や文化財・伝統行事の体験講座開催など、文化活動に接する機会を創出し、歴史的価値の共有や、保存・活用の活動ができる人材を育成する。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名（施設名） | 事業内容                       | 事業主体 | 備考 |
|-------------|----------|----------------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (3) その他  | 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画に基づく事業 | 市    |    |
|             |          | 桜川市歴史的風致維持向上計画に基づく事業       | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

## I2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

- 本市は、2020年7月に脱炭素社会に向けて、ゼロカーボンシティを表明し、2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指していく。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。
- 脱炭素社会の構築に向け、自然環境への配慮、環境負荷の少ない省エネルギー社会の実現に向けた取組や、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用が求められている。
- 市民、事業者及び行政が協働しながら、再生可能エネルギーの普及拡大及び災害時の被害を低減するレジリエンスの向上に向けて、安定供給と電力の確保に取り組む必要がある。

### (2) その対策

- 市民や事業者への意識啓発を行い、市全体で再生可能エネルギーの普及や温室効果ガスの排出削減など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。
- 太陽光をはじめとして、本市に存する地域資源を最大限利活用し、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの地産地消による持続可能な循環型社会の構築を目指す。

### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分          | 事業名（施設名）          | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-------------------|---------------|------|----|
| II 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | 再生可能エネルギー導入事業 | 市    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

### I3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

- 昭和40年代中頃から平成初期にかけて、人口増加に伴う行政機能の充実を図るために整備した公共施設等について、整備から数十年が経過したことで改修及び更新（建替え）の時期を迎えており、今後は多額の更新等費用が必要になることが見込まれる。
- 少子高齢化の進行に伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想される。
- 人口減少等に伴う税収入の減少が見込まれることから、公共施設の整備更新や維持管理に支えられる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討していく必要がある。
- 施設の統廃合や複合化による施設再編により廃止となる施設跡地の活用が課題となっている。

#### (2) その対策

- 今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行い、類似・重複した施設の集約化又は複合化を進め、利用状況が低く、老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図る。また、必要とされる施設については、計画的に更新する。
- 人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やユニバーサルデザイン化の推進、環境に配慮した取組など、時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行う。
- 施設跡地については、中長期的な視野で、求められる行政需要、地域ニーズに適切に対応し、将来を見通した活用を図る。

#### (3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分              | 事業名（施設名） | 事業内容     | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------|----------|------|----|
| I2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 公共施設     | 公共施設整備事業 | 市    |    |
|                        |          | 跡地利用推進事業 | 市    |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備については、桜川市公共施設等総合管理計画及び桜川市公共施設個別施設計画との整合を図るものとする。

**事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分**

| 持続的発展施策区分                     | 事業名（施設名）           | 事業内容      | 事業主体            | 備考         |
|-------------------------------|--------------------|-----------|-----------------|------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成         | (4) 過疎地域持続的発展特別事業  | 移住・定住     | 定住促進助成事業        | 市          |
|                               |                    |           | 関係人口創出事業        | 市          |
| 2 産業の振興                       | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 商工業・6次産業化 | 商工業振興事業         | 市          |
|                               |                    | 観光        | 上曾トンネル周辺地域活性化事業 | 市          |
|                               |                    |           | 自転車活用推進事業       | 市          |
|                               |                    | 企業誘致      | 固定資産税の軽減措置等     | 市          |
|                               |                    |           | 産業活性化促進企業奨励事業   | 市          |
| 3 地域における情報化                   | (2) 過疎地域持続的発展特別事業  | 情報化       | デジタル化推進事業       | 市          |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保             | (9) 過疎地域持続的発展特別事業  | 公共交通      | 路線バス運行事業        | 市          |
|                               |                    |           | タクシー運賃助成事業      | 市          |
|                               |                    | その他       | 駅前駐車場維持管理事業     | 市          |
| 5 生活環境の整備                     | (7) 過疎地域持続的発展特別事業  | 防災・防犯     | デジタル戸別受信機購入事業   | 市          |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業  | 児童福祉      | 子育て3step応援金支給事業 | 市          |
|                               |                    | 健康づくり     | 地区組織活動支援事業      | 市          |
|                               |                    |           | 予防・健康づくり推進事業    | 市          |
|                               |                    | その他       | 幼児の発達支援事業       | 市          |
| 7 医療の確保                       | (3) 過疎地域持続的発展特別事業  | 自治体病院     | 桜川市病院事業         | 市<br>指定管理者 |
|                               |                    | 民間病院      | 休日当番医療事業        | 市<br>医師会   |
|                               |                    |           | 休日夜間救急診療事業      | 市<br>輪番病院  |
|                               |                    |           | かかりつけ医普及啓発事業    | 市          |
| 8 教育の振興                       | (4) 過疎地域持続的発展特別事業  | 義務教育      | 通学バス運行事業        | 市          |
|                               |                    |           | 教育費負担軽減事業       | 市          |
|                               |                    |           | 学校給食費負担軽減事業     | 市          |
|                               |                    |           | 外国語指導助手派遣事業     | 市          |
|                               |                    | その他       | 教育費負担軽減事業       | 市          |